

プール学院大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

プール学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、プール学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、「21世紀に輝くプール学院」として何を目指し、世界にそして地域社会に教育を通じてどのように貢献すべきかを建学の理念、使命・目的及び教育目的としてホームページで明確に示している。これまで、社会の要請に応える人材を育成するため新学部・学科の開設や改組が行われ、平成26(2014)年度には「地域に根ざした教育により社会の要請に応える」という目的のために地域貢献への特徴をより鮮明にするための学則変更を前提にした協議がなされている。また、大学の使命・目的及び教育目的は経営改善計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）等に反映され、大学の進む方向性が明確化されており、これらを達成するために必要な教育研究組織が整備され、社会情勢の変化に対応して着実、かつ適切に改変されてきている。

「基準2. 学修と教授」について

大学は、アドミッションポリシーを規定し、キャンパスガイド、入試ガイド、学生募集要項やホームページなどに明示している。学修及び授業に関しては、各種委員会、図書館などにおいて教職協働体制による支援が実施されている。また、学生支援センターのスタッフとチューターなどによる「ケース会議」が定期的開催されている。キャリアサポートについては、全ての学科でキャリア形成に関する科目を配置するとともに、キャリアサポートセンターにおいて、学生の就職・進学に関する相談への助言がきめ細かく実施されている。また、学生サービスに関しては、教員によるチューター制度が取入れられ、学生一人ひとりの日々の支援、指導体制が整えられている。教員に関しても設置基準に則し、適正な教員数が配置され、授業の質向上を目的に、授業公開や「教員個人の自己点検・評価報告書」が作成されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の運営は、組織倫理に関する規定に基づき適切に実施されている。理事会とは別に、原則月2回、理事長以下常務理事による「常務理事会」が開催され、戦略的意思決定が可能な体制が整備されている。学長の適切なリーダーシップが発揮されるよう、学長は学部長を兼任し、補佐役として副学長と学長補佐を配置し、学長の業務執行を支える目的で「執行部会議」を毎週開催している。学長、副学長、学長補佐及び大学事務局長が理事会や評議員会などに出席し、一方、理事長や他の法人関係者が教授会や他の大学関連会議に出席することで、法人と大学間の連携が密接に保たれている。財務については、平成25(2013)年度に5か年計画の「学校法人プール学院経営改善計画」（以下、経営改善計画）を策定

し、財務計画表を根拠にした適切な財務運営の確立に向けて全教職員が積極的に取り組んでいる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は「自己点検・評価規程」を定め、これに基づき、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。委員会では、1年周期で自己点検・評価の基本方針を策定し、学内の各機関や教員に自己評価を要請するなど、適切な自己点検・評価体制を整えている。学内共有化を図るため、結果は「自己点検・評価報告書」として、また、教員個人の自己点検・評価は「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」として共に冊子化されている。自己点検・評価における各実施機関や個人から提出される自己点検・評価報告により結果の判定、改善計画の策定がなされている。各実施機関や個人の年間業務は、前年度の改善計画を受けた計画に基づき、実行に移され、年度末には次の自己点検・評価報告が提出されるといった安定した PDCA の流れが形成されている。

総じて、大学は、自らが掲げる建学の理念や使命・目的に基づいた教育を着実に実践してきた。学修と教育に関しては、教員組織や教育環境を整備しながら学生一人ひとりを大切にするための創意工夫がなされている。経営・管理と財務については、経営改善計画の財務計画表に基づいた適切な中長期的運営が望まれる。自己点検・評価は適切に実施されており、今後もこうした活動の成果が更に期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.地域連携」「基準 B.支援を要する学生への組織的取り組み」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「神の栄光のために」キリスト教精神を根底とした霊的人格教育を行い、人類の福祉に貢献することを目的とした「プール学院ミッションステートメント」に基づき、大学、大学院の使命・目的及び学部、学科や研究科ごとの教育目的を大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に明確に定めている。

大学及び大学院の使命・目的と学部、学科や研究科の教育目的は簡潔に文章化され、ホームページ、入学案内及び「STUDENT HANDBOOK」でも明示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条「キリスト教の精神に基づいた神への畏敬」「人間の尊厳」に基づいて、キリスト教精神に根ざした教育を行うことと、さまざまな地域連携を行うことで、世界市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献が可能となり、かつ地域に貢献する人材を育成することが実践されている。

大学の使命・目的及び教育目的は学校教育法第 83 条他関連法令を遵守し「プール学院大学学則」「プール学院大学大学院学則」に規定されている。

社会の要請に応える人材を育成するため、これまで新学部・学科の開設や改組が行われている。平成 26(2014)年度には「地域を根ざした教育により社会の要請に応える」という方向性をより明確化するため学則第 1 条第 1 項を変更して「社会の要請に応える人材育成」という内容を盛り込むよう協議もなされている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度の教育学部設置に伴い、大学の使命・目的の改定及び教育目的の策定を行う過程で、教職員、理事が関与、参画しており理解と支持が得られている。また、「学部設置準備委員会」及び教授会での審議の後、理事会での決定過程でも有効性が保たれている。

大学の使命・目的及び教育目的は、ホームページや「STUDENT HANDBOOK」及び「履修の手引き」に明示され学内外へ周知されている。また、「プール学院創立記念日研修」を開催し教職員の意識統一を図るとともに大学運営に反映させている。

大学の使命・目的及び教育目的は中長期計画である経営改善計画や三つの方針等に反映され、大学の進む方向が明示されている。また、これらを達成するために必要な教育研究組織が整備され、社会情勢の変化に対応し着実に改変してきている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学科・研究科ごとのアドミッションポリシーを定め、キャンパスガイド、入試ガイド、学生募集要項やホームページなどに明示している。

アドミッションポリシーや「プール学院大学入学者選考規程」に基づき、入試の種別（推薦・一般・センター利用・AO など）ごとの多様な選考基準による入学者選抜を実施している。

国際文化学部教養学科の入学定員は未充足の状況が続いているが、平成 26(2014)年度の募集定員の変更により改善傾向にある。また、平成 26(2014)年度に新設された教育学部教育学科の入学定員を充足したことにより、全学部の収容定員充足率も改善の方向にある。適切な学生受入れ数の維持に向け、入試データを多角的に分析し、課題に対応しうる体制をとっている。

【改善を要する点】

- 国際文化学部教養学科の収容定員充足率は 0.7 倍未満であるため、収容定員充足に向けて更なる改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部・学科及び研究科においてディプロマポリシーを踏まえたカリキュラムポリシーが定められ、「履修の手引き」等への明示や、ホームページへの公開により全学生へ周知している。各学部・学科・研究科のカリキュラムは、カリキュラムポリシーに従い科目区分を設けて体系的に明示され、カリキュラムマップで科目の相関性や到達目標を示し、学科ごとの進路に合わせた履修モデルが作成されるなど、適切に編成されている。

キャップ制度により学生の自習時間が確保され、定期試験とは別に各学期 15 回の授業回数を確保し、シラバスには授業外学習や学生への課題等が記載されており、単位制の趣旨が適切に保たれている。初年次教育や、インターンシップ等の実践的教育を重視し、アクティブラーニングのための教育方法の工夫がなされている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務委員会・学生委員会・キャリアサポート委員会・図書館などにおいて教職協働体制による学生への学修支援・授業支援を実施している。オフィスアワーや教員の出講時間割が学生に明示され、細やかな学生相談が全学的に実施されている。TA 制度は休止中であるが、SA(Student Assistant)を活用した学修支援を行っている。

学科会議での情報共有、学生支援センターのスタッフとチューター等による「ケース会議」、保護者との連携などを通して学生の休退学防止に努めている。就学意欲の低い学生への対策として、e ラーニングによるリメディアル学習ツールを導入して自律学習を支援している。学修の動機付けや仲間づくりを目的に新入生セミナー・学科オリエンテーション・宿泊研修を実施している。在学生アンケートや授業アンケートの結果を学修支援や授業支援に役立てている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学科のディプロマポリシーを設定し、単位認定、進級、卒業・修了要件及び学位についての基準や手続きを「学部履修規程」「大学院履修規程」「大学試験及び成績評価に関する規程」「大学院試験及び成績評価に関する規程」「大学学位規程」に定めている。

各科目の評価基準、達成目標及び授業外学習については、シラバスに明記している。

学修達成度の明示化と学習意欲の促進のため GPA(Grade Point Average)制度を導入し、GPA を有効活用するための方策等を教務委員会及び学科会で検討する体制をとっている。また、登録科目の見直しを目的として、授業開始 5 週目に一定の科目について履修登録科目を取消す機会を学生に与えている。他大学等における入学前の既修得単位については、学則によって、学部では 60 単位まで、大学院では 10 単位までを認めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

全ての学科に実践的教育科目やキャリア形成に関する科目を配置し、社会的及び職業的自立に必要な能力が段階的に涵養されるよう教育課程が編成されている。

職員で構成されるキャリアサポートセンターにおいて、学生の就職・進学に関する相談に助言を行うとともに、就職ガイダンス、企業説明会、エクステンション講座などが開催されている。また、個人面談の実施率も高い。

キャリアサポートセンターの職員と各学科から選出された教員によってキャリアサポート委員会が組織され、各学科の学生指導と連携して組織的な活動が行われている。

平成 26(2014)年度より、教員志望の学生に対する支援強化のために、新たに教職センターが設置されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学長を委員長とする「IR・FD 委員会」が組織され、授業アンケート、在学生アンケート、授業公開、FD(Faculty Development)研修会を実施し、教育活動に関するデータの分析をしている。

授業アンケートは学期の中間に記述式で行われ、学生の要望、理解状況等を把握し、学期中に授業の改善・向上に向けた取組みをしている。また、担当教員は学期終了後に、評価の結果分析、評価結果を受けて取組んだ改善点、到達目標に対する達成状況を「授業評価報告書」としてまとめている。

各教員から提出された「授業評価報告書」は、各学科長が点検、「IR・FD 委員会」でも

検証し、各授業における教育目的の達成状況を把握するようにしている。現在、「IR・FD委員会」では、記述式の授業アンケートとは別に、量的分析が可能なアンケートについても検討している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

各学科から選出された教員と学生課長による学生委員会が組織され、学生サービス、厚生補導、学生生活支援等を統括する役割を果たしている。

経済的支援として、日本学生支援機構などの学外奨学金制度の他に、大学独自の奨学金・授業料減免に関する「奨学金規程」「授業料減免規程」「学生生活助成金制度」を定め運用している。また、留学生に対しても授業料減免制度と奨学金制度を設けている。

教員によるチューター制によって、学生一人ひとりの日々の支援、指導をする体制がとられている。学生の健康相談・管理や心的支援、生活相談などに関しては、医務室及びカウンセリングルーム、学生支援センター、フィットネスセンターが対応している。

学生の意見・要望は、在学生アンケート、「PAO(Poole Active Organization)」、チューター教員、クラブ・同好会顧問などを通してくみ上げ、改善する仕組みが構築されている。

【優れた点】

○学生生活において支援を要する学生に対して、学生支援センターのスタッフをはじめ、関係部署の教職員が「ケース会議」を開くことにより、情報の共有や、具体的な支援の方法などについて協議している点は、学生個々に対する組織的な支援への取組みとして評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準による必要専任教員数と教授数を充足している。教員の採用・昇任については、

「プール学院大学教員選考規程」「プール学院大学専任教員の採用・昇格に関する規程」「専任教員選考基準に関する内規」「専任教員選考基準に関する内規細則」に基づいて行われている。

授業の質向上を目的に、全教職員が参観可能な授業公開を実施している。また、年間の教育・研究活動、大学運営・社会的活動等を網羅した「教員個人の自己点検・評価報告書」が作成されている。報告書は、図書館でも閲覧が可能になっている。教員の研究支援として、研究費以外の研究奨励制度が設けられている。

教養教育の実施状況の確認や改善に関する検討は教務委員会で行っている。現在、全学的な教養教育のあり方について新たな検討が進められている。

【参考意見】

○教育学部において、61歳以上の教員数が高い割合を示しているので、年齢構成のバランスに配慮されたい。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎共に設置基準上必要な面積を十分に有しており、同一キャンパス内に運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などが適切に整備されている。また、建学の理念を具現化する施設として、大礼拝室を備える「エレノアホール」が設置されている。

廊下の幅を広くとるなど、構造上災害時の安全面に配慮した施設となっている。また、バリアフリー対応や点字案内等、身障者に配慮した施設となっている。

在学生アンケートによる学生の意見などをもとに、フィットネスセンターや学食、グラウンドなどの改修を行っている。

平成 25(2013)年度には、授業を行うクラスサイズについて全学で申合わせを行うなど、少人数教育の徹底を図り、教育効果を上げるよう受講生数の適切な管理がされている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人経営の運営方針として、寄附行為及び「プール学院ミッションステートメント」に法令遵守を表明している。法人の運営は、組織倫理に関する規定に基づき適切に行われている。

平成 25(2013)年度に 5 か年にわたる経営改善計画を策定、現在各部門間の連携を図りながら、全法人をあげて使命・目的の実現に努力している。

学校教育法や設置基準などの関連法令を遵守することで、教員組織や施設・設備に関する設定基準を満たし、適切に運営している。

防災や情報に対する危機管理や人権に関しては、関連規定などに基づき対応、また「デマンド管理システム」導入による節電など、環境保全にも取り組んでいる。

教育情報及び財務情報についてはホームページや大学機関誌などに公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会とは別に、原則月 2 回、理事長以下常務理事による「常務理事会」が開催され、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

寄附行為に基づき、理事会は法人の最高意思決定機関として、平成 25(2013)年度は 7 回開催され、毎回理事のほぼ全員が出席している。平成 26(2014)年度は、理事会のガバナンス強化を目的に理事 2 人を増員、また理事としての能力開発を目的として 3 回程度の「理事研修会」の開催が予定されている。

理事の定数や選考に関する内容は寄附行為に規定され、適切な運用がなされている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学部における意思決定については、全学的に編制された各種委員会、学科会及び運営委員会で検討・調整された後に教授会にて審議、また、大学院においては、各担当グループ、運営委員会で検討・調整された後に研究科委員会にて審議する仕組みとなっている。

教授会及び研究科委員会は、学則及び関連規定に基づき、重要な規則の制定・改廃や教員人事、学生の重要案件について審議している。

教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会をはじめ、キリスト教活動委員会、学生支援委員会などを設置し、大学の使命・目的及び学生のニーズに対応している。

大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう、学長は学部長を兼任し、補佐役として副学長と学長補佐を置いている。また、学長の業務執行を支える目的で「執行部会議」を毎週開催している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長及び副学長・学長補佐・大学事務局長が理事会や評議員会などに出席し、一方、理事長や他の法人関係者が教授会や他の大学関連会議に出席することで、法人と大学間の連携、及び相互にチェックする体制は整備されている。

監事の定数や選考に関しては、寄附行為に定められ、現在 2 人の監事が理事会・評議員会への出席及び法人業務や財産状況の監査などを行っている。

評議員についても寄附行為に基づいて選考され、現在 26 人の評議員により評議員会は開催されている。

「常務理事会」とは別に、理事長以下 5 人の常務理事により隔週開催される「常務会」や、教授会への出席などを通して、トップのリーダーシップが発揮できる体制を整備するとともに、教職員の意見をくみ上げる仕組みを運営の改善に反映させている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

管理運営組織における事務体制は「プール学院組織規程」に基づき、法人本部の2部署及び大学の12部署により編制され、効率的に業務が遂行できるよう44人の職員が適切に配置されている。

事務局の各課及び各職員には、経営改善計画に基づく目標管理が行われ、PDCAサイクルをベースとした業務の遂行が行われている。また、月2回程度の「事務局会議」が開催され、年度目標の進捗管理や、情報共有、課題解決などが図られている。

職員の資質・能力向上を目的として、全職員を対象とした研修会や「事務局会議」メンバーを対象とした研修会、また「プール学院創立記念日研修」など教員との合同研修会や学外で開催される各種研修会への参加など、組織的な取組みが行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成25(2013)年度に中長期の経営改善計画を策定し、財務計画表を根拠に、適切な財務運営の確立に向けて全教職員が積極的に取り組んでいる。

外部資金の獲得としては科学研究費助成事業や各種補助金への積極的な応募のほか、平成25(2013)年6月より「オクスラド基金」の募金(目標10億円、募集16年間)活動を始めている。

平成20(2008)年度以降、大学・法人全体ともに帰属収入で消費支出を十分には賄えない状況が続いているものの、支出面の抑制として、法人全体を対象にした人件費の見直しや経費の削減等を実施し、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に向け努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準や「プール学院経理規程」、同施行細則に基づき会計処理を適正に実施し必要に応じて公認会計士の指導を受けている。

補正予算は11月に一次補正、3月に二次補正を編成し、いずれも評議員会・理事会の承認を受けるなど適切に会計処理を行っている。

寄附行為に基づき選任された2人の監事により、財務状況や学校法人の業務状況等の監査が行われている。

毎年、監事・公認会計士・学校法人との意見交換会を開催するなど、会計監査体制を整備し厳正に実施している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目4-1を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については、大学及び大学院の学則に規定するとともに、それぞれ「自己点検・評価規程」を定めている。

大学及び大学院は「自己点検・評価規程」に基づき、ともに学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会では毎年度、自己点検・評価の基本方針を策定し、学内の各機関や教員に自己評価を要請し、その報告書を授業改善に役立てる等、適切な自己点検・評価体制が整備されている。

「自己点検・評価規程」第11条の定めに従い、1年単位で学内の各実施機関や各個人は改善向上を志向した自己点検・評価を実施するなど、その周期性においても適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

学則や各種規定を根拠に、多角的なエビデンスを用いて透明性の高さを前提とした自己点検・評価を行っている。

学生アンケート、授業アンケート、入試関連データなど、「IR・FD委員会」をはじめ各実施機関が現状把握のために、それぞれの観点から必要とされるデータを収集・分析し、改善に取り組んでいる。

自己点検・評価結果は学内の共有化を図るため自己点検・評価報告書として冊子化され、また、教員個人の自己点検・評価についても「教育・研究・大学運営に関する自己評価・報告書」として冊子化され図書館で閲覧可能としている。

ホームページによる学外公表も行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各実施機関や個人から提出される自己点検・評価報告により PDCA サイクルの後半部分にあたる結果の判定(C)、改善計画の策定(A)が行われ、年間の業務は前年度の改善計画を受けた年間計画(P)により実行(D)され、年度末には次の報告がなされるといった一定のサイクルが確立され機能している。

平成 25(2013)年に作成された 5 か年の経営改善計画は、法人全体の観点から行われた自己点検・評価の結果が反映され、その自己点検・評価結果を踏まえて、学生支援センターや教職センターを設置するなど、PDCA サイクルが機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携の推進

- A-1-① 地域連携の推進を行う全学的な取組み
- A-1-② 公共・教育機関等との連携推進
- A-1-③ 企業等との連携推進

【概評】

「プール学院ミッションステートメント」における「グローバルな視野に立ち、愛と教養を持って社会に貢献できる人間の養成」という精神に基づいて、地域協働を全学的共通

理念として掲げており、「地域・国際センター規程」を整備して、地域・国際センター、地域・国際委員会を設置し、組織的に地域連携活動に取り組んでいる点は高く評価できる。

大阪府泉大津市・四條畷市・堺市との包括連携協定や、大学所在地である堺市を含む1府11市の教育委員会との連携協定を締結しており、関連地域との連携体制が明確に整えられている。多くの教職員が自治体の各種委員会委員や研修会講師・相談委員・その他の役員を務めており、教員による積極的な地域貢献が進められている。

海外留学・海外研修を経た学生が近隣の小学校で海外生活体験を伝える交流活動を行うなど、近隣の小・中学校や諸施設における学生ボランティア活動が多様な形で展開されている。また、地域への大学開放も実施されており、学内にある菜園を地域の子どもや保護者に開放して学生と共に作物を収穫・調理する活動等は大学の環境を生かした個性的な地域貢献活動となっている。

企業などとの連携としては、地域の経営者協会に加盟して、学生のインターンシップや就職に向けた連携を図り、個別企業との協働プログラムも実施している。企業等との連携活動を学生の社会人基礎力の向上へとつないでいる点も実践的な教育活動として評価できる。

基準B. 支援を要する学生への組織的取り組み

B-1 支援を要する学生への組織的取り組み

B-1-① 組織的な体制による修学支援

B-1-② 大学入学前からの支援体制の確立

B-1-③ 学内及び学外機関との連携

【概評】

平成19(2007)年度から4年間取り組んだ学生支援GP（新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）事業、「発達障害を有する学生への支援活動」の成果をもとに、発達障害がいのある学生に限らず、支援を必要とする学生へのサポート体制がきめ細かく構築されている。

学生支援委員会が学生の修学支援に関わる委員会と各部署間をコーディネートし、関係教職員が連携した組織的な支援活動が行われている。また、学生支援委員会が運営する形で学習支援センターが設置され、支援学生へのアセスメント、発達検査、教育支援計画の作成、保護者面談、「ケース会議」のコーディネート、医療福祉機関との連携などの活動が行われている。特別支援授業も開設されている。

配慮を要する入学志願者に対しては、入学前から保護者や高等学校と連携しながら、入学後の修学支援に結びつける取り組みが行われていることは特筆すべきことである。

また、外部機関と連携した活動も幅広く行われ、通院指導、在学学生や卒業生の職業訓練や就業体験の場が確保されていることも評価できる。

こうした取り組みは、建学の理念における「キリスト教の精神を根底とする霊的人格教育」を体現したものであり、今後の更なる成果に期待したい。

